

マイナンバー法に関する検討事項

2021年10月22日

デジタル庁

デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）（令和2年12月閣議決定）

II 目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿／

目標：「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」／ 11の個別目標：

2 行政機関等から同じ情報を聞かれない（ワンスオンリー）

行政事務全般における情報連携を可能にすることをはじめ、行政機関相互の情報連携を徹底すること等により、実現する（デジタル庁（仮称）（以下単に「デジタル庁」という。）が主導し構築するベース・レジストリの重要な一翼を担う）。その前提として、行政機関等における情報の取得・保有・やりとりの現況を把握し、継続的に改善を行っていくことを、責任者を明確にしつつ、実施していく。

III 33の課題を解決するための取組方針／

2 マイナンバーの利活用の促進／ 2.2 多様なセーフティネット:児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

【考え方】

マイナンバー制度における情報連携は、情報提供ネットワークシステムを用いて、行政機関等が情報の照会・提供を行う仕組みである。（中略）国民の各種証明書の取得・提出、行政機関等の公用照会による照会・提供を削減し、国民の負担軽減、行政のコスト削減・正確性の向上を実現している。現在、約2,300の事務において情報連携が可能となっており、最近半年間（2020年（令和2年）6月から11月末まで）で約1億件の情報連携が行われている。

デジタル政府の核心である、ワンスオンリーを実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図るためには、情報連携が徹底されることが、必要不可欠である。

【取組方針】

③ 社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施

④ 行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携の検討・実施

マイナンバー法は、社会保障・税・災害の3分野におけるマイナンバーを利用した情報連携について規定しているが、当該3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携や、マイナンバーを利用せず機関別符号のみを利用した情報連携を行うことの可能性についても想定している。

このため、社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携について、2021年度（令和3年度）に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022年（令和4年）の通常国会に法律案を提出する。なお、検討対象として、国勢調査をはじめとする調査統計事務、海外在留邦人の在留支援事務を含めることとする。また、マイナンバーを利用した情報連携を行わない行政事務全般（治安、外交等を除く）については、機関別符号のみを利用した情報連携を行うことについて、併せて検討・実施する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画抜粋（本年6月閣議決定）

（略）

② マイナンバーの利活用促進

ア マイナンバーを利用した情報連携

社会保障・税・災害の3分野以外の分野におけるマイナンバーを利用した情報連携や、行政事務全般（治安、外交等を除く。）における機関別符号のみを利用した情報連携について、令和3年度（2021年度）に検討し、国民の理解が得られたものについて、令和4年（2022年）の通常国会に法律案を提出する。

論点検討に向けて

マイナンバーの利用とこれによる情報連携の範囲について

I. 現在のマイナンバー法の考え方

- 1) 現在のマイナンバー法は、マイナンバーの利用及びこれによる情報連携について、社会保障・税・災害の3分野の行政事務について、個別に列挙する
(※参考 「社会保障・税番号大綱」、現在のマイナンバー法)
- 2) そのうえで、不正な利用を防ぐため、制度面及びシステム面での安全措置をとる

II. マイナンバーに関する行政事務の範囲の拡大に関する視点

- 1) 行政のデジタル化を進めるうえで、特に国民にとってワンスオンリーを実現するために有効な行政手続は何か。特に、住民票の写しや課税証明書等の添付書類を提出させることを不要にできないか
- 2) 手続について迅速かつ確実な受付等を行い、最初から最後までデジタルで完結することを実現するために有効な手段は何か
- 3) 感染症や経済危機など、緊急時として対応が求められる行政事務について、マイナンバーの活用が求められる場合、現在の制度で対応できないことはないか
- 4) 個人情報の保護に十分に配慮する観点で考慮すべきことはないか

(参考) 「社会保障・税番号大綱」

(平成23年6月政府・与党社会保障改革推進本部決定)

第2 基本的な考え方

1 番号制度の導入の趣旨

(3) 制度導入の目的と期待される効果

番号制度は、こうした背景を踏まえ、上記のような様々な課題を、情報通信技術を活用することで、完全に解決できないまでも少しでも緩和できないかという問題意識を発端としつつ、まずは、制度の枠組みを超えて社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めようという観点から、それらのために必要な基盤として導入が検討されているものである。

すなわち、番号制度の目的は、正確な本人確認を前提に、3. (1) で定義する「番号」(以下「番号」という。)を活用して所得等の情報を把握し、それらの情報を社会保障や税の分野で効果的に活用するとともに、IT化を通じ効率的な番号制度の活用により、所得情報の正確性を向上させることができ、それをベンチマークとして、社会保障制度や税制において、国民一人ひとりの所得・自己負担等の状況に応じたよりきめ細やかな制度設計が可能となり、ひいてはより適切な所得の再分配を行うことができるようになる。(略)

(6) 実現すべき社会

このような観点から、番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤を提供することにより、国民が公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるように、主権者たる国民の視点に立って、以下のような社会を実現することを理念とするものである。

- ① より公平・公正な社会
- ② 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- ③ 行政に過誤や無駄のない社会
- ④ 国民にとって利便性の高い社会
- ⑤ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会 (略)

2. 番号制度で何ができるのか

前記1. (6) ①から⑤までに掲げる目指すべき社会の実現に向け、将来的には幅広い分野での利用も目指しつつ、当面は、主に社会保障と税分野において、関係機関のシステム対応等を前提に、後記第3Ⅲに掲げる「番号」を告知、利用する手続の範囲における「番号」の告知、利用及び後記第3Ⅷに述べる情報連携によって、次に掲げる制度の実現、利便性やサービスの質の向上、行政事務の効率化等を実現することを想定して検討を進めることとする。

(参考) 現在のマイナンバー法

(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一 (略)

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三・四 (略)

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。